

介護職員処遇改善加算 および 介護職員等特定処遇改善加算 新規取得・ランクアップ個別相談のご案内

相談費用
無料



●処遇改善加算の専門家（社会保険労務士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺いし、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。

この機会に、区分ランクアップ、特定加算の申請を目指しませんか。

対象事業所（現在の加算区分）	相談回数・時間	相談期間	費用
①処遇加算 II 以下 又は未届け	原則2回 2時間(1回当たり)	令和4年6月25日～ 令和5年2月28日	無料
②処遇加算 I～III かつ 特定処遇加算 II 又は未届け			

相談内容の例

- ①新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
 - ②算定要件を満たす方法
 - ③キャリアパスの策定方法（職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系の設定）
 - ④資質向上の目標やその具体的計画の策定方法について
 - ⑤昇給する仕組み、又は昇給を判定する仕組みについて
 - ⑥特定処遇改善加算の配分方法について
 - ⑦就業規則・賃金規程の改定
- など



1.事業の目的

介護サービス事業所(加算算定非対象サービスを除く)における介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の取得に向けた支援を行うとともに、介護職員等特定処遇改善加算についても、加算の取得にかかる支援を行う。

2.内 容

社会保険労務士等による個別訪問相談支援

3.対象事業所 介護サービス事業所等(山口県内、ただし下関市内事業所を除く。)

※次の加算算定非対象サービスを除く

- (介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・
- (介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売・
- (介護予防)居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援

4.個別訪問相談について

原則、専門的な相談員(社会保険労務士等)が対象事業所を直接訪問します。
Web(オンライン)による相談も可能です。

【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 山口支部

〒753-0824 山口市穂積町1-2 リバーサイド山陽II 2F

TEL 083-920-0926 FAX 083-920-0930

URL : www.kaigo-center.or.jp

【担当：長岡・村橋】



FAX 083-920-0930
(公財)介護労働安定センター 山口支部

個別訪問相談支援 申込書(無料)

※必ず両方に○を記入してください。	現在の処遇加算区分	I , II , III , なし		
	現在の特定処遇加算区分	特定処遇加算 I , 特定処遇加算 II , なし		
事業所名				
代表者名				
所在地		〒		
電話番号				
FAX番号				
相談者氏名			役職	

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

①新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
②算定要件を満たす方法
③キャリアパスの策定方法(職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系の設定)
④資質向上の目標やその具体的計画の策定方法について
⑤昇給する仕組み、又は昇給を判定する仕組みについて
⑥特定処遇改善加算の配分方法について
⑦就業規則・賃金規程の改定
その他 ()

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分~	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分~	時 分
第3希望	令和 年 月 日 ()	時 分~	時 分